公示送達

島田都市計画事業島田中央第三地区土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による島田都市計画事業島田中央第三地区土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成21年９月28日

島田都市計画事業
島田中央第三地区土地区画整理事業
施行者　島田市
代表者　島田市長　桜井　勝郎

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
賃借権者（共有持分６分の１）
志太郡島田町623番地　松井　みつ

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地　島田市宇町並8313番１
宅地244.62㎡　基準地積249.86㎡
権利価額　14,362,818円
②　換地処分後の土地
島田市大津通15番１　宅地192.23㎡
権利価額　14,359,581円
③　交付清算金　3,237円
④　土地所有者
藤枝市南新屋324番地の１　青島　克郎

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを静岡県島田市中央町１番の１島田市役所掲示場において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十一年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十八日

山形県西置賜郡小国町大字兵庫舘二丁目五番地二八
有限会社サンコー
清算人　植野　正昭

解散公告

当社は、平成二十一年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十八日

栃木県日光市小倉九〇〇番地一
有限会社こうじや一醸
清算人　樋山　順一

解散公告

当社は、平成二十一年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十八日

群馬県吾妻郡草津町大字草津二六六番地一四
合資会社武藤春義商会
清算人　武藤　恭平

解散公告

当社は、平成二十一年八月三十一日開催の株主総会総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十八日

埼玉県蓮田市大字蓮田五〇五番地の一
有限会社ハセベ
清算人　長谷部利子

解散公告

当社は、平成二十一年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十八日

千葉県習志野市新栄二丁目五番二号
有限会社イーエイチ企画
清算人　相馬　宏光

解散公告

当社は、平成二十一年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十八日

東京都港区芝大門二丁目一番一七号
ラベンダー企画有限会社
清算人　賈　敏

解散公告

当社は、平成二十一年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十八日

東京都大田区山王四丁目一九番六号
株式会社東京Ｂｅｔｔｅｒ　ｄａｙｓ
代表清算人　山越　健一

解散公告

当社は、平成二十一年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十八日

東京都練馬区東大泉四丁目三番二号
有限会社大泉大勝軒アサジオ
清算人　杉田　高志

解散公告

当社は、平成二十一年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月二十八日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
藤沢サノフィ・アベンティス株式会社
代表清算人　パトリック・ショカ